



名称	自給飼料生産確保対策事業
施策対象	農業者
施策主体	鳥取県
対象者	JA、作業受託団体
施策概要	飼料価格高騰や燃油高騰等の影響により県内畜産農家の経営は厳しい状態が続いているため、飼料価格高騰等の影響を受けにくい生産体制の強化を図り、畜産農家の負担軽減・経営維持を支援する。

事業名	事業内容	事業主体	負担割合
持続可能な生産体制強化	国事業対象外となる自給飼料生産にかかる機械導入を支援する。	飼料生産組織、JA等	1/2 (県1/3、市町村1/6)
新規飼料生産組織設立実証	新規飼料生産組織設立にかかる生産実証に必要な作業機械借り上げ料等を支援する。	J A 等	1/2 (県1/3、市町村1/6)
自給飼料流通促進	県内で生産された自給飼料の流通を促進させるために、他の畜産農家に販売するための運搬費用を支援する。	JA等	1/2

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7291
関連サイト		



名称	生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	酪農家
施策概要	生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成します。

○支援内容

主な内容	担い手がリース方式で行う、生産性の向上又は省エネルギーに資する施設機械の整備及び牛舎の増改築に要する経費について助成します。
補助率	ハード 1/2（県1/3、市町村1/6） （事業費上限：5,000千円/1経営体）

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7831
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3809
	農林業振興課農業振興室	
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
関連サイト	西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
	農林業振興課農業振興室	

名称 畜産経営第三者継承事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

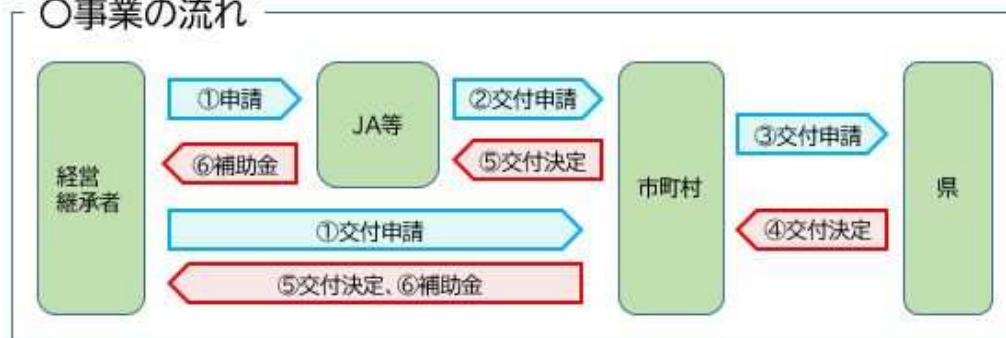
対象者 第三者継承に取組む新規就農者(酪農家・肉用牛農家)

施策概要 第三者継承に取組む新規就農者が、就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成します。

○支援内容

補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)
上限額 (5年間の合計)	事業費:2400万円 補助額:1200万円 (県補助額:800万円、市町村補助額:400万円)
補助対象経費	(1)飼養管理、搾乳、飼料作物収穫調製、堆肥管理等に要する機械装置及び車両等の整備又は取得費 (2)牛舎、堆肥処理施設等の補改修費 (3)家畜管理のための事務所整備費 (4)継承する牛舎、機械等のリース料

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7831
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称	第16回全日本ホルスタイン共進会对策事業				
施策対象	農業者等				
施策主体	鳥取県				
対象者	生産者等				
施策概要	鳥取県の乳牛改良を大幅に促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、2025年北海道で開催される全日本ホルスタイン共進会での上位入賞を目指します。				
○支援内容					
主な内容	出品者となる若手酪農家の調教技術向上を図る取組や県外共進会への出品、全国会議、全共会場視察費用に対して支援を行います。				
補助対象経費、補助率	・全国会議、全共会場視察費用 ・県外共進会への出品補助 ・出品者研修費用 ソフト 県1／2、大山乳業1／2				
問合せ先	<table border="1"> <tr> <td>担当部署</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>農林水産部畜産振興局畜産振興課</td> <td>0857-26-7288</td> </tr> </table>	担当部署	電話番号	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288
担当部署	電話番号				
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288				
関連サイト					

名称	和子牛緊急対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者
施策概要	飼料価格、燃料費の高騰により、肥育農家が肥育素牛を買い控えるなど、和子牛価格が急落していることを受け、国が緊急対策等を講じているところであるが、それでもなお発生する和牛繁殖農家の負担の一部を支援し、本県の和子牛繁殖農家の維持・発展を支援する。また、鳥取の和子牛市場の子牛価格を回復させる将来を見据えた中長期対策として、購買者が求める発育・肉質の良い和子牛生産への取組を支援することで、本県の和牛生産の維持発展を図る。

○支援内容

事業名	実施主体	内 容
繁殖経営維持対策（経営支援）	（公社）鳥取県畜産推進機構	和子牛市場の上場牛及び自家保留牛について、610千円と県平均売買価格との差額（国の支援制度（肉用子牛生産者補給金及び優良和子牛生産推進緊急支援事業）により補填される額を控除した額）を補填する。 【補助額】3/4以内（県） 【事業期間】令和7年4～9月
和子牛飼料緊急支援	農協	和子牛価格の向上に向け、子牛の発育を良くするために必要な飼料の給与に係る経費の一部を支援する。（上場子牛が県の定める発育基準※を満たした場合に交付） 【補助額】定額30千円／頭（県） 【事業期間】令和7年4月～令和7年9月 【要件】セリ上場時に以下平均増体量を超えるもの ※発育基準（1日あたりの平均増体量）去勢1.15kg／日、雌1.0kg／日
新規県有種雄牛普及促進事業	農協	鳥取の和子牛市場における次世代種雄牛の活用を促進するため、事業対象種雄牛の種付けを行うことにより出生した子牛について、セリ上場時に基準価格（県外種雄牛産子の平均価格）との差額を補てんする 【補助額】基準価格との差額 （発育不良牛の上限100千円／頭） 事業対象期間：令和7年4月～令和8年3月
新規県有種雄牛肥育素牛導入推進事業	農協	新規県有種雄牛の産子で発育基準※を満たした肥育素牛の導入、枝肉共励会等への出品による成績等データのフィードバックに対する支援を通じ、本県新規種雄牛の普及・価値向上を図る。 【補助率】定額150千円／頭 事業対象期間：令和7年4月～令和8年3月 ※発育基準（1日あたりの平均増体量）去勢1.15kg／日、雌1.0kg／日

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7829
関連サイト		

名称	鳥取県和牛振興計画推進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者等
施策概要	鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭を支援します。

○支援内容

区分	事業名	実施主体	内 容
増頭 支援	繁殖雌牛増頭推進事業	農協	増頭のための雌牛購入費助成。(外部導入及び自家保留)【補助率】1/2(県1/3、市町村1/6)
	国事業を活用した施設整備支援事業(クラスター事業)	クラスター協議会、JA	畜産クラスター事業に採択され、かつ新規参入者(就農3年以内)または150%以上の頭数規模に増頭する場合に建築する牛舎等施設に対する上乗せ補助。【補助率】1/6(県)
	国事業を活用した施設整備支援事業(補完事業)	全農	肉用牛経営安定対策補完事業に採択、かつ新規参入(就農3年以内)または150%以上に増頭する場合に行う土間整備(国事業対象外)に要する経費を補助。【補助率】1/2(県)
	鳥取県産和牛出荷頭数5,000頭達成事業	クラスター協議会、JA	肥育牛舎整備にかかる国クラスター事業対象外の土地造成経費に対して補助。【補助率】1/2(県)頭数に応じた上限
	増頭のための空き牛舎増改修支援事業	農協	空き牛舎及び牛舎を活用して増頭する場合、その増改修費用に助成。【補助率】1/2(県1/3、市町村1/6)県上限1,500千円
保留 支援	県内ゲノム優良雌牛保留対策事業	農協	県が定める基準値以上のゲノム育種価または期待育種価の雌子牛を保留、導入する費用助成。【補助率】定額120千円(県)
	優良肥育素牛導入推進事業	農協	産肉能力及び美味しさの形質が優れる素牛導入経費を補助。【補助率】(産肉能力)定額70千円(美味しさ)定額45千円(県)
その他	優秀受精卵購入助成事業	農協	県が定める血統の受精卵を購入し、年度内に移植した場合の補助。【補助率】1/2(県) 上限20千円/頭
	OPU技術普及促進事業	農協	OPU技術により受精卵を作製又は移植した場合の補助及び必要な機器購入費用補助。【補助率】(作製)定額18.5千円/回(県が定める種雄牛で作製24千円/回)(移植)5千円/回(機器)1/2
	新規県有種雄牛普及促進事業	農協	次世代の種雄牛の活用を促すため、セリ上場時の価格補填を行う。【補助率】平均価格との差額 上限150千円/頭
	牛伝染性リンパ腫対策	JA等	鳥取県和子牛市場の牛がBLVを発症した場合の補償及び農家が農場の清浄化のために行う検査の費用の支援

※その他 和牛生産者連絡協議会の取組(ゲノム育種価検査、ワクチン接種等)に対して補助を実施。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト		



名称	鳥取和牛ブランド強化対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者等
施策概要	鳥取和牛のブランドをさらに強化していくため、全国が注目する東京市場への鳥取和牛の出荷頭数の増加及び枝肉共励会の開催への支援を行う。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
東京市場出荷支援	【東京市場出荷支援】 東京食肉市場への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成	農協	1/2 (県のみ)
	【東京市場で開催される大規模共進会への参加支援】 東京食肉市場で開催される全農共励会や全国肉用牛共励会への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成		
県内外で開催する共励会開催支援	【共励会開催にかかる経費への支援】 楯・賞状作成、衛生用品等	鳥取県牛肉販売協議会	1/2 一部定額 (県のみ)

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290
関連サイト		

名称

第13回全共出品対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

2027年に北海道で開催される第13回全共で鳥取県が確実に勝利するため、全共候補牛の作出技術、選抜技術、仕上げ技術を向上させるために必要な経費について助成します。

○補助率

ソフト 1/2(県のみ)

○事業実施主体

第13回全国和牛能力共進会鳥取県推進委員会（事務局：公益社団法人鳥取県畜産推進機構）

○支援の内容

区分	内容
地域出品対策協議会活動費	地域出品対策協議会の活動費への助成(3協議会)
技術者レベルアップ事業	全共出品にかかる技術を学び鳥取県独自の技術を構築するための経費の助成
県共進会報償費	県共進会においてグランドチャンピオンを獲得した牛を出品した地域への報償費の助成
高等登録牛倍増計画事業	優秀な能力をもつ繁殖雌牛の登録料の助成
指定交配費助成	候補牛を作出するために能力の高い雌牛に交配種雄牛の精液を指定交配するための経費の助成
事前短期肥育試験協力費	事前に全共で取り組む短期肥育を農家で実証し、飼養管理やデータ収集を行うための試験協力費
生産振興大会	肉用牛振興大会開催経費の助成
若手後継者技術向上研修費	全共出品に積極的な若手農家への技術向上の取組支援
事務局経費	全共推進委員会、全共出品対策部会、候補牛等の巡回調査経費の助成

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3809
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称 畜産経営安定対策事業～肉用牛肥育経営安定対策事業～

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

施策概要 牛枝肉価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。

○支援内容

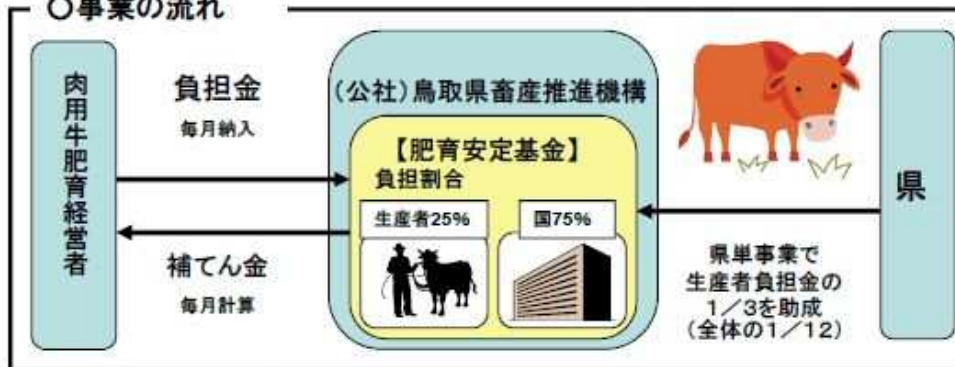
主な内容	肥育牛1頭あたりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和7年4月1日～令和9年3月31日までで、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○県の補助

補助内容	生産者負担金の1/3を助成
積立金負担割合	国3/4、生産者1/4

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288

関連サイト



名称	畜産経営安定対策事業～肉用子牛価格安定事業～
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く) ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社
施策概要	子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図ります。

○支援内容

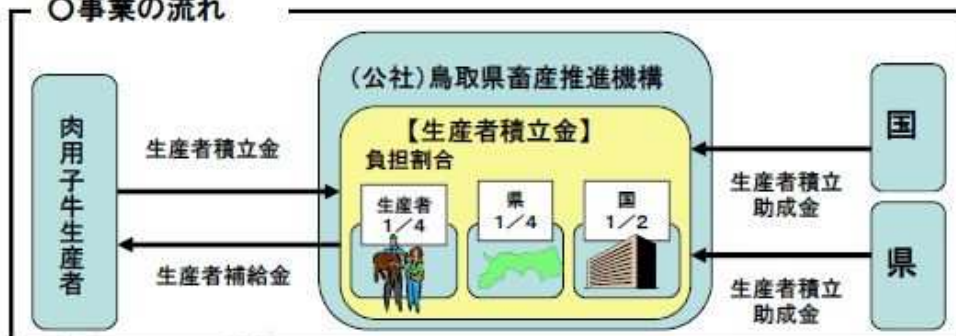
主な内容	肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付します。
主な要件	①生産者と指定協会である(公社)鳥取県畜産推進機構との間で肉用子牛生産者補給金交付契約が必要です。 ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

○県の補助

補助内容	生産者積立金の1/4を助成
積立金負担割合	県1/4、国1/2、生産者1/4

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288
関連サイト		

名称 畜産経営安定対策事業～肉豚経営安定対策事業～

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 養豚経営者(※大企業は除く)
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

施策概要 豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して養豚経営の安定を図る。

○支援内容

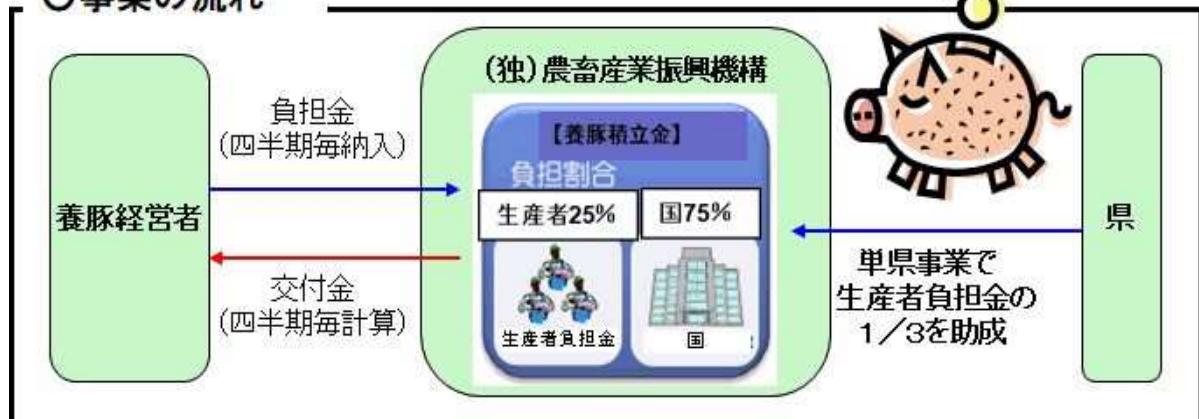
主な内容	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和6年4月1日～令和9年3月31日までで、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

○県の補助

補助内容	生産者負担金の1/3を助成
積立金負担割合	国3/4、生産者1/4

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288

関連サイト



名称	鳥取地どり増羽対策人材育成事業
施策対象	農業者
施策主体	鳥取県
対象者	鳥取地どりピヨ生産を拡大する生産者
施策概要	鳥取地どりの生産拡大に必要な、ひな生産施設整備の検討、人材確保・育成に係る経費を支援する。

区分	事業内容	補助率
ひな生産施設整備の検討	県外種鶏場、ふ卵場等の視察経費を支援する。	県1/3
増羽に向けた人材育成	飼養管理を行う技術者育成に必要な経費を支援する。	

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7291
関連サイト		

名称 農場認証普及推進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

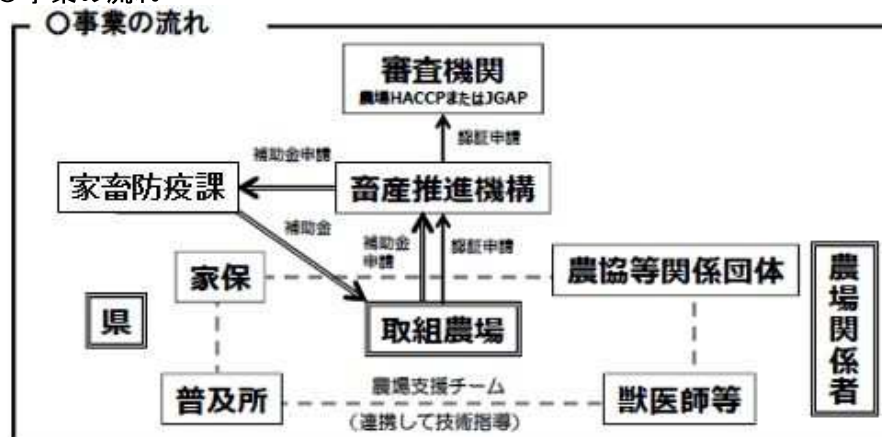
対象者 生産者等

施策概要 畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上及びブランド力強化のために、農場認証取得を支援します。

○支援内容

主な内容	農場認証制度(農場HACCP、JGAP)による認証を受けるために必要な経費を助成。
主な要件	①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。 ②農場認証(農場HACCP推進農場指定を含む)の申請を審査機関に行っていること。
補助対象経費、補助率	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費(審査手数料、審査員旅費等)の1/3以内

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局家畜防疫課	0857-26-7287
鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3809
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称	もうかる6次化・農商工連携支援事業(始動型)
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農林漁業者、農林水産業を営む法人、加工グループ、食品加工業者
施策概要	農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作(OEMの活用を含む)、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作(OEMの活用を含む)、テスト販売、マーケティングに係る経費(50万円未満の器具・備品の購入費を含む)等を支援する。
補助率・補助上限額	【補助率】1/2 【補助上限額】500千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと(試作にあたってはOEM活用可能) ・次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと (ア)農林業者・農林業を営む法人 ・事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること ・農林産物について経営耕地面積が30a以上又は年間の農林産物の販額が50万円以上であること (イ)漁業者・水産業を営む法人・加工グループ・食品加工業者 ・事業で扱う農林水産物又はジビエは、県内産を50%以上使用すること ・食品加工業者については、従業員20人以下の小規模企業者であること

●事業の流れ ※必要に応じて事業計画の内容について審査会を開催する場合があります。



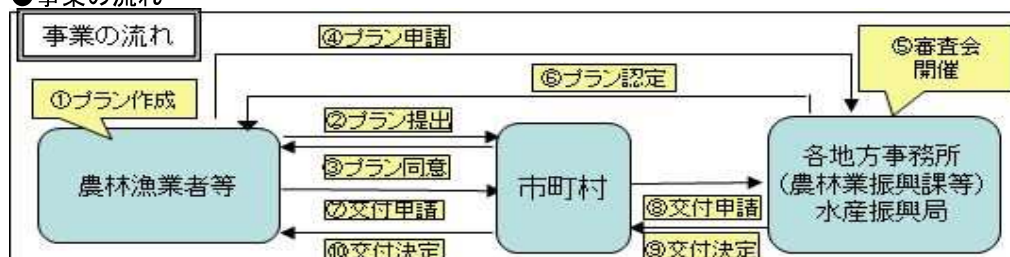
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
	農商工連携チーム	0857-20-3654
	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	農商工連携チーム	0858-23-3164
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	農商工連携チーム	0859-31-9768
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
関連サイト	水産振興局水産振興課	0857-26-7317
	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807

名称	もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)
施策対象	農林業業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協
施策概要	自ら生産・加工・製造・流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組に必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)加工に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、生産に係る経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主な要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農林水産業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主な要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工・販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者(ただし、食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可取得のための取組にあつては、認定農業者であることを要しない) ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を県内に切り替える。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7317
市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性あります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963>

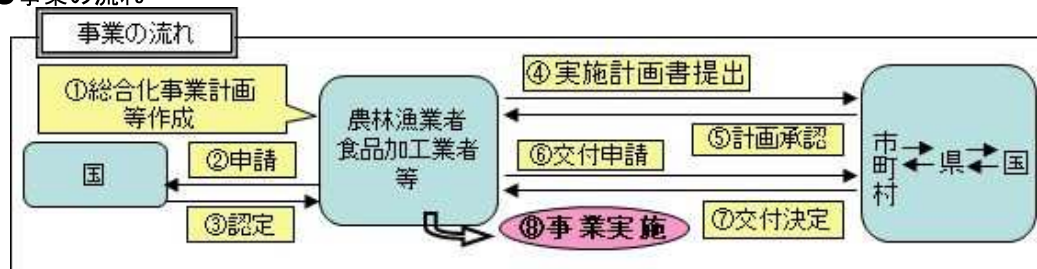
名称	鳥取県6次産業化関連事業交付金
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農林漁業者団体・中小企業者 ※6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画に基づく取組、もしくは都道府県戦略又は市町村戦略に基づく取組であること。
施策概要	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援を行うもの。

○支援内容

主な内容	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援
補助率・補助上限額	・交付率 交付対象経費の3/10以内(国費のみ) ※中山間地農業ルネッサンス事業「地域別農業振興計画」に位置づけられた事業、市町村戦略に基づいて実施される事業、障がい者等を新たに雇用する事業のいずれかに該当する場合、1/2以内 ・交付額上限 原則1億円 ※業務用需要に応じた加工品の事業者間取引において、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準(HACCPを上回るものに限る)に対応するために必要な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、1億円を超えて上乗せが可能。(この場合、上限2億円。)
主な要件	・制度資金等の融資又は出資を活用すること ・多様な事業者(事業実施主体を含む3者以上)が連携するネットワークを構築すること ・農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う地域資源について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が所有する地域資源を、目標年度までに50パーセント以上(取扱量又は取扱金額)活用すること ・農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の材料となる地域資源の50パーセント以上(仕入量又は仕入金額)を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の材料となる地域資源の50パーセント以上(取扱量又は取扱金額)を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること 等

※(国)地域資源活用価値創出対策の内容に準じて実施する。

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807
関連サイト		

名称	食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金
施策対象	食料品製造業者等
施策主体	鳥取県
対象者	県内の工場等で衛生管理体制構築を目指す食料品製造業者、県内立地企業
施策概要	○認証取得支援事業 輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。 ○安定化支援事業 輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	2／3以内
限度額	350万円
事業期間	最長24ヶ月

イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	1／2以内
限度額	225万円(ただし上限75万円／年度)
事業期間	最長36ヶ月

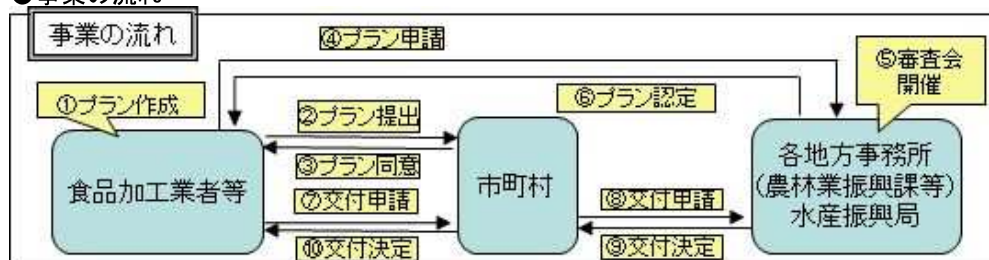
問合せ先	市場開拓局販路拡大・輸出促進課 TEL:0857-26-7963 FAX:0857-21-0609 ■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内) TEL:0859-44-6121 鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm

名称	もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)
施策対象	食品加工業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	農林漁業者と連携する食品加工業者、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得しジビエを主として扱っている事業者
施策概要	農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

○支援内容

主な内容	- 農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費を支援(3万円以上のもの) - 食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ(シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉)を主として扱っている事業者(以下、ジビエ事業者という)によるジビエの精肉・加工等に必要な機械・施設整備の経費(3万円以上のもの) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外
主な内容補助率	ハード 1/3 (県1/3、市町村任意) ※主な要件(2)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主な要件(2)に該当する事業は、15,000千円
主な要件	(1)以下のア及びイの要件を満たす。 ○食品加工業者の場合 ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する。水産物の場合は仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する。 イ プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む。 ○ジビエ事業者の場合 ア 原材料となる野生鳥獣について、県内の狩猟者から概ね80%以上を搬入される。 イ プランの目標年において、鳥取県HACCP以上の基準適合施設として認定されることに努める。 (2)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げる。

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部東部農林事務所 農商工連携チーム	0857-20-3654
	中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3164
	西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9768
	水産振興局水産振興課	0857-26-7317
	市場開拓局食バラダイス推進課	0857-26-7807
※上記の内容については今後変更の可能性があります。		
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm	

名称	おいしい鳥取PR推進事業費補助金
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	(1) 農林業経営体又は漁業者 (2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。) (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合 (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者
施策概要	本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓 ○見本市、商談会等への出展、試食販売など、国内販路開拓 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)～(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)～(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法でつくられている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

注3) 同一内容の取組については、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る。任意組織の場合、団体名が異なっても構成メンバーが半数以上同じである場合等は、実質的に同じ団体と見なす。

問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm	

名称	物産展・県フェア及び見本市への出展支援
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	県内事業者
施策概要	県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等（鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの）に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。

※先着順、予算の範囲内で交付します。

※申請窓口は、鳥取県物産協会となります。

(1)概要

ア 対象事業者：県内事業者

イ 支給回数：1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等：県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等（2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等）

エ その他

・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。

・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。

・催事等への出展が2日以上であること（準備等は含まない）。

(2)経費支援金額（1名分）

催事開催地方区分	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日以上
北海道・東北・関東・沖縄県	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
中部・近畿・四国・九州（沖縄県を除く）・山口県	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円
中国（山口県及び鳥取県内を除く）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

※県内小規模事業者の中部・近畿地区への出展は、関西中京圏における催事出展支援制度を活用すること。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、（一社）鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。（申請期限：3月の第1金曜日）

【提出書類】

・請求書・・・捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類（領収書等支払金額がわかるもの）

（注）出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
	（一社）鳥取県物産協会	0857-29-0021

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm
-------	---

名称 「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

施策対象 企業、生産者団体等

施策主体 鳥取県

対象者 県産農林水産物等食品の輸出に取り組む県内事業者

施策概要 鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物等食品の輸出活動を支援します。

○支援内容

類型	補助事業	事業主体	補助事業に要する経費	補助率	限度額
一般型	県内で生産された農林水産物等食品の輸出促進のために行う取組	県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費	1/2以内 ※旅費は1/3以内	2,000千円/年度
グループ展開型		グループ（県内事業者5者以上）を代表する県内事業者		1/2以内	事業者×1,000千円/年度
チャレンジ型		輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者		2/3以内	2,000千円（一回限り）
食パラダイス型		県主催事業に参加する県内事業者		1/2以内	—

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする（食パラダイス型は除く）

※新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金（令和3年3月26日付鳥取県農林水産部長制定。）の補助累計額を加算した額とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称

鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金

施策対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり次のいずれかに該当する者。(法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)
(1) 法人
(2) 地方公共団体 等

施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

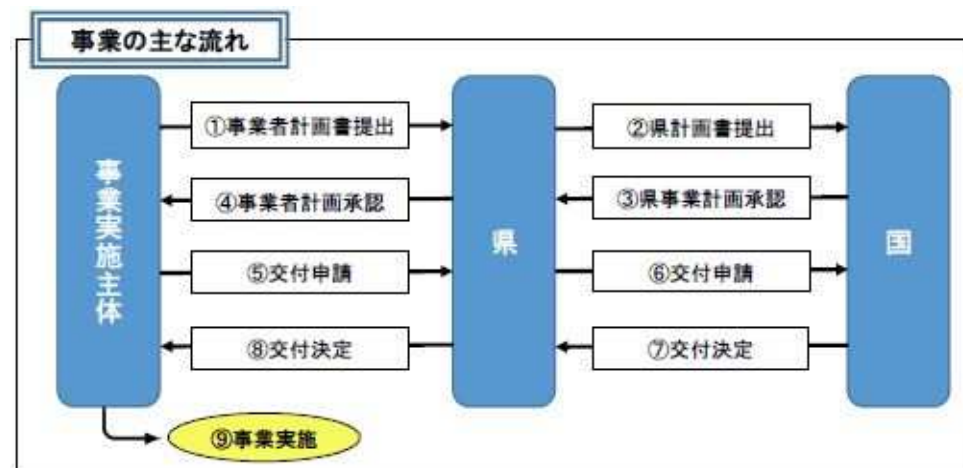
主な内容	補助率	補助上限額
・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応 ・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備	1/2以内(国費のみ)	上限5億円、下限250万円
	3/10以内(国費のみ)	

※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。

○主な採択基準(国事業を活用するため、事前に相談をお願いします。)

- ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。
- ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。
- ・HACCPチームが編成されていること。等

※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7806

関連サイト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

名称	「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業
施策対象	企業、生産者団体、農産加工グループ等
施策主体	鳥取県
対象者	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者（従業員数が21人以上の事業者を除く。）、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者
施策概要	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。

○支援内容

補助対象経費	以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 食パラダイス鳥取県ロゴマーク 2 鳥取物がたりロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールロゴマーク
補助率及び補助金額等	1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1事業者あたり1商品上限5万円 ただし、別のマークの追加、変更の場合、複数回の申請可

○参考

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ※登録により各種事業対象となるほか、「食パラダイス鳥取県」の販促グッズを提供する。	「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、次に掲げるいずれかの条件を満たしている事業者 1 販売店 県内及び国内外に所在する百貨店、量販店、小売店、直売所、土産店等で、県産品の販売、PRに力を入れること。 2 飲食店、旅館・ホテル 県内及び国内外に所在する飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む者及びこれに準ずると認められる者を除く。）又は県内及び国内外に所在する旅館・ホテルで、料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRすること。 3 生産者等（生産者団体及び食品製造業者を含む。） 県内の農林水産業者（団体を含む）又は原則として県内の食品製造業者で、県産品の生産あるいは県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造を行うことに加え、積極的に県産品の良さについての情報発信を行うこと。 4 その他の企業、法人、団体等 県内及び国内外に所在する前各号に該当しない企業、法人、団体等で、「食パラダイス鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援すること ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度としている次に掲げるいずれかのもの。 1 調味料を除き、商品を代表する原材料は鳥取県産の農林水産物である加工食品 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm
「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール	応募資格：鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人 応募要件：鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等（詳細はホームページをご覧ください。） ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178534

問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7853
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844	

名称	地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業費補助金
施策対象	生産者団体等
施策主体	鳥取県
対象者	(1) 地理的表示法第6条の登録が実施された特定農林水産物等の生産行程管理を行う生産者団体 (2) 地理的表示法第6条の登録を受けるため、第7条第1項に基づき登録の申請をした生産者団体 (3) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項に基づき指定された団体等 (4) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項の指定を申立てした団体等
施策概要	「地理的表示保護制度」並びに酒類の地理的表示制度に登録された産品のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRを進めることを目的として交付する。

◎補助事業の内容

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助上限額
地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業費	(1) 地理的表示法第6条の登録が実施された特定農林水産物等の生産行程管理を行う生産者団体 (2) 地理的表示法第6条の登録を受けるため、第7条第1項に基づき登録の申請をした生産者団体 (3) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項に基づき指定された団体等 (4) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項の指定を申立てした団体等 ※なお、本事業に係る交付申請は特定農林水産物等の登録又は国税庁長官の指定から3年後までとする。	地理的表示法の制度PRとともに行う、登録産品及び国税庁長官が指定する酒類(申請中の産品及び申立て中の酒類を含む)のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRに係る経費 (例) ・店頭試食に係る経費 ・販促資材の作成 ・多くの来場者が見込めるイベントでのPRに係る経費 等	300千円

問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/262419.htm	

名称	「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金
施策対象	民間団体、グループ、直売所（JA等）、道の駅等
施策主体	鳥取県
対象者	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等
施策概要	「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食（特産品や名物料理など）による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的として交付する。 募集時期等：食パラダイス推進課ホームページでお知らせします。
1 事業の内容	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、地域ならではの郷土料理・特産品や名物料理をPRする取組
2 交付対象者	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等 ※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。
3 交付率	1/2以内
4 交付金上限額	上限額1,500千円
問合せ先	担当部署
	市場開拓局食パラダイス推進課
	電話番号
	0857-26-7835
関連サイト	